

## ○騒音・振動・悪臭の規制基準について

### ※騒音の規制基準

区域の区分	時間の区分		
	昼 間	朝 夕	夜 間
第 1 種区域	デシベル 50	デシベル 45	デシベル 40
第 2 種区域	55	50	45
第 3 種区域	65	60	55
第 4 種区域	70	65	60

### 備考

- 第 1 種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域

第 2 種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第 3 種区域 住居の用に合わせて商業、工業などの用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため騒音の発生を防止する必要がある区域

第 4 種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

この場合において、区域の区分は、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）の規定により指定された区域の区分による。
- 「昼間」とは午前 8 時から午後 7 時までを、「朝夕」とは午前 6 時から午前 8 時まで及び午後 7 時から午後 10 時までを、「夜間」とは午後 10 時から翌日の午前午前 6 時までをいう。

### ※振動の規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼 間	夜 間
第 1 種区域	デシベル 60	デシベル 55
第 2 種区域	65	60

#### 備考

##### 1 区域の区分

第 1 種区域及び第 2 種区域は、それぞれ振動規則法(昭和 51 年法律第 64 号)第 4 条第 1 項の規定に基づき指定した区域の区分とする。

##### 2 時間の区分

昼間は午前 8 時から午後 7 時までとし、夜間は午後 7 時から翌日の午前 8 時までとする。

※悪臭物質の規制基準

(単位 ppm)

悪臭物質	規制地域の区分	
	第一種地域	第二種地域
アンモニア	1	5
メチルメルカプタン	0.002	0.01
硫化水素	0.02	0.2
硫化メチル	0.01	0.2
二硫化メチル	0.009	0.1
トリメチルアミン	0.005	0.07
アセトアルデヒド	0.05	0.5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.08
イソブチルアルデヒド	0.02	0.2
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.05
イソバレルアルデヒド	0.003	0.01
イソブタノール	0.9	20
酢酸エチル	3	20
メチルイソブチルケトン	1	6
トルエン	10	60
スチレン	0.4	2
キシレン	1	5
プロピオン酸	0.03	0.2
ノルマル酪酸	0.001	0.006
ノルマル吉草酸	0.0009	0.004
イソ吉草酸	0.001	0.01

## 備考

1 法第4条第1項第2号に規定する事業場の煙突その他の気体排出施設から排出される悪臭物質の排出口における規制基準は、1の表の規制地域の区分ごとに、それぞれ同表の悪臭物質(メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類ごとの規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第3条に規定する方法により算出して得た流量とする。

2 法第4条第1項第3号に規定する事業場から排出される排出水に含まれる悪臭物質の当該事業場の敷地外における規制基準は、1の表の規制地域の区分ごとに、それぞれ同表の悪臭物質(メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル及び二硫化メチルに限る。)の種類ごとの規制基準の値を基礎として規則第4条に規定する方法により算出して得た濃度とする。

なお、メチルメルカプタンについては、同条に規定する方法により算出して得た排出水中の濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、当分の間、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。